

## 平成 29 年度第 2 回指定障害福祉サービス事業者等集団指導実施要領

- 1 目 的 自立支援給付等対象サービス等の取扱い、自立支援給付等に係る費用の請求等に関する事項及び法令遵守について周知徹底し、自立支援給付等対象サービス等の質の確保及び自立支援給付等の適正化を図ることを目的とする。
- 2 対 象 宮城県内（仙台市内除く）で指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設、指定相談支援事業所、指定障害児通所支援事業所又は指定障害児入所施設を運営する法人
- 3 日 時 平成 30 年 3 月 23 日（金）  
午後 1 時から午後 5 時 45 分まで ※受付開始は午後 0 時 30 分から
- 4 場 所 宮城県庁 2 階 講堂  
仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号
- 5 内 容
- 1 平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定について
  - 2 平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に係る届出について
  - 3 「指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」等の一部改正について
  - 4 共生型サービスの創設について
  - 5 就労定着支援の創設について
  - 6 自立生活援助の創設について
  - 7 日中サービス支援型共同生活援助の創設について
  - 8 居宅訪問型児童発達支援の創設について
  - 9 審査支払い事務の見直しについて
  - 10 常勤換算方法について
  - 11 障害者プラン・福祉計画について
  - 12 消防法関係について
  - 13 運営規程等について（障害児通所支援）
  - 14 研修体系等の見直しについて（相談支援専門員）
  - 15 研修体系等の見直しについて（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）
  - 16 喀痰吸引等に係る事業者登録について
  - 17 平成 30 年度福祉・介護職員処遇改善（特別）加算について
  - 18 障害福祉サービス等情報公表制度の施行について
- （一部変更となる場合もあります。）

※資料は障害福祉課のホームページ(下記アドレス)に 3 月 20 日(火)に掲載予定です。

<http://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/service-tuuti.html>

**当日資料は配布しませんので、必ず出席される 1 名分を印刷してご持参ください。**

※ご質問がある場合は、別紙質問票に記載していただき、当日会場にて提出願います。

- 6 申し込み 別添出欠票を記入のうえ、平成 30 年 3 月 12 日（月）までに障害福祉課あて 電子メール（[syoufukuun@pref.miyagi.lg.jp](mailto:syoufukuun@pref.miyagi.lg.jp) あて）にて送信ください。  
※FAX での出欠票の提出はご遠慮ください。  
※会場の座席の都合上、出席者は 1 法人あたり 1 名のみとしてください【厳守】  
※また、県庁駐車場に限りがありますので、できるだけ公共交通機関を御利用ください。

- 7 受 付 受付は、法人の所在圏域（仙台市・県外，北部・栗原圏域，仙南圏域，仙台圏域，東部・登米・気仙沼圏域）ごとに行います。  
出席者の方は，受付担当職員に**法人名，法人所在地（市町村名），氏名**をお伝えください。
- 8 問い合わせ先 宮城県保健福祉部障害福祉課運営指導班  
電 話 022-211-2558  
ファクシミリ 022-211-2597  
電子メール [syoufukuun@pref.miyagi.lg.jp](mailto:syoufukuun@pref.miyagi.lg.jp)